

○概ね5年で実施する取組（案）

項目、事項、内容	取組番号	取組項目	網走開建	振興局	気象台	自衛隊	北海道警察	興部警察	興部町	西興部村	雄武町	消防組合	
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組													
①情報伝達、避難計画等に関する事項	A (1)①ア	河川管理者と町村長の間で河川情報等を伝達するホットライン等	-	ホットライン等を活用した情報伝達について、引き続き実施。	-	-	-	-	ホットライン等を活用した情報伝達について、引き続き実施。	ホットライン等を活用した情報伝達について、引き続き実施。	ホットライン等を活用した情報伝達について、引き続き実施。	-	
	B1 (1)①イ1	『避難勧告等に関するガイドライン』を参考とした避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準の見直し等	-	※危機管理型水位計の項目に記載するため、ここでは記載しない。	-	-	-	-	興部川下流域について、想定最大規模等の洪水における避難勧告等の発令区域、発令基準等を設定。	-	-	-	
	B2 (1)①イ2	避難計画に着目した水害対応タイムライン（避難勧告発令区域、避難判断基準等）の構築と実施箇所検討等	-	水位周知河川について、構成町村等と協議し、タイムライン作成し、必要に応じて見直す。	・タイムラインを活用して実施する防災訓練について、必要に応じて助言。	・水害対応タイムラインに沿った訓練を実施し、必要に応じてタイムラインを見直す。	・水害対応タイムラインに沿った訓練を実施し、必要に応じてタイムラインを見直す。	・水害対応タイムラインに沿った訓練を実施し、必要に応じてタイムラインを見直す。	・水害対応タイムラインに沿った訓練を実施し、必要に応じてタイムラインを見直す。	振興局で作成するタイムラインに協力。	-	・水害対応タイムラインに沿った訓練を実施し、必要に応じてタイムラインを見直す。	
	C (1)①ウ	水位周知河川の見直し等	-	水位周知河川の見直し等、必要に応じ、関係機関と協議・検討。	-	-	-	-	-	水位周知河川の追加等、必要に応じ、関係機関と協議・検討。	水位周知河川の追加等、必要に応じ、関係機関と協議・検討。	水位周知河川の追加等、必要に応じ、関係機関と協議・検討。	-
		水位周知河川以外の道管理河川に係る『洪水氾濫危険区域図』の提供や周知等	-	洪水氾濫危険区域図を平成30年7月以降に関係町村に提供予定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D1 (1)①エ1	『川の防災情報』による河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の周知等	HPや出前講座等で広報活動を実施。	水害危険性などから早急に配置が必要な河川についてH30から順次設置予定。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D2 (1)①エ2	緊急速報メールの活用等、住民に洪水及び避難情報を適切かつ確実に伝達する体制及び方法等	-	-	-	-	-	-	-	・登録制メールへの登録を促進 ・広報誌やHPで、水害に係る啓発記事を、必要に応じて充実。	-	・サポートメール（登録制）による緊急防災情報配信や利用の促進。 ・避難行動を行う際の支援者を自治会や集落毎に選定し、名簿、連絡網等を作成。 ・自治会や自主防災組織に対する研修会の実施。 ・広報誌やHPでの、水害に係る啓発記事を、必要に応じて充実。	・関係町村の避難所等の情報収集、防災担当者との連絡体制を引き続き確認。 ・避難情報や各種警報等が発令された際は、既存の指令伝達網を利用して、消防職員及び消防団員に引き続き伝達。
	E (1)①オ	町村の避難場所で避難者を収容できない場合、隣接する市町村に広域避難する際の連絡体制等	-	-	-	-	-	-	-	H33までに隣接する自治体と広域避難計画を検討。	・H33までに隣接する自治体と広域避難計画を検討。 ・広域避難計画の一つとして、近隣市町村の空住宅の利用等を検討。	H33までに隣接する自治体と広域避難計画を検討。	-
	F1 (1)①カ1	町村地域防災計画に定めている要配慮者利用施設について、避難確保や浸水防止計画の作成や避難訓練実施等	振興局や自治体と連携し、水害・土砂災害時の避難行動について理解を深めてもらうよう、HPや出前講座等で広報活動を実施。	-	-	-	-	-	-	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、地域防災計画に記載。	-	-	-
F2 (1)①カ2	要配慮者利用施設等に係る避難確保計画の作成や訓練の実施状況を踏まえた支援策や支援体制等	避難確保計画又は浸水防止計画の作成を行う施設の所有者又は管理者に対し、必要に応じて作成の支援を実施。	-	-	-	-	-	-	施設管理者が作成する計画のため、施設管理者と協議し、計画の作成、訓練について協議。	-	-	関係機関、関係町村が実施する避難訓練に引き続き協力、若しくは、参画。	

○概ね5年で実施する取組（案）

項目、事項、内容	取組番号	取組項目	網走開建	振興局	気象台	自衛隊	北海道警察	興部警察	興部町	西興部村	雄武町	消防組合	
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組													
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	G (1)②ア	想定最大規模の降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有等	-	・水位周知河川における洪水浸水想定区域図はHPのほか、浸水ナビを利用して平成30年度に公表予定。 ・水位周知河川以外は、簡易的な手法により『洪水氾濫危険区域図』を作成し、平成30年度7月以降に提供を予定。	-	-	-	-	H33年度までに、水位周知河川以外の洪水氾濫危険区域図を合わせて、興部町HPに掲載。			-	
	H1 (1)②イ1	想定最大規模の『浸水想定区域図』等を踏まえた洪水ハザードマップの作成や公表等	-	町村がハザードマップ作成する際は、必要に応じて、助言。	町村がハザードマップ作成する際は、必要に応じて、助言。	-	-	-	H33年度までに、作成し公表。	H33年度までに、作成し公表。	H33年度までに、作成し公表。	-	
	H2 (1)②イ2	『水害ハザードマップ作成の手引き』を参考に、わかりやすい洪水ハザードマップを作成するとともに、住民に効果的に周知する方法等	-	町村がハザードマップ作成する際は、必要に応じて、助言等を実施。	町村がハザードマップ作成する際は、必要に応じて、助言。	-	-	-	公表する際の周知方法を検討。	公表する際の周知方法を検討。	公表する際の周知方法を検討。	-	
	I (1)②ウ	『まるごと・まちごとハザードマップ』を参考にした取組みの促進等	-	町村が『まるごと・まちごとハザードマップ』の取組を行う場合、必要に応じて、助言。	町村が『まるごと・まちごとハザードマップ』の取組を行う場合、必要に応じて、助言。	-	-	-	平成33年度までに『まるごと・まちごとハザードマップ』の取組を検討。	平成33年度までに『まるごと・まちごとハザードマップ』の取組を検討。	平成33年度までに『まるごと・まちごとハザードマップ』の取組を検討。	-	
	J (1)②エ	各町村等による避難訓練の実施状況や予定を共有し、住民を含む関係機関が連携した避難訓練等	国管理区間以外の関係機関を含め、必要に応じて各関係機関主催の訓練等に参画。	引き続き、関係機関主催の訓練等に参画。	引き続き、関係機関の避難訓練等に参画。	引き続き、関係機関が実施する避難訓練に参画。	引き続き、関係機関の避難訓練等に参画。	引き続き、関係機関の避難訓練等に参画。	・地域住民、関係機関、更に、民間機関を交えた総合防災訓練の実施を検討。 ・自助、共助による災害に強い地域作りを目指し、自主防災組織を強化・促進するための取組として、避難訓練の実施を検討。	毎年できないが、自衛隊に協力要請するなどして、地域住民の参加意欲を刺激する訓練の検討も必要。	『北海道地域防災マスター』の取得を促すとともに、これを交えた避難訓練の実施等、防災体制を強化。	引き続き、関係機関が実施する避難訓練に参画。	
	K (1)②オ	防災教育に関する指導計画の作成支援、学校等での防災教育の拡充等	必要に応じて、防災意識の向上や河川環境への理解を深めるため、『川の防災学習会』を実施。	引き続き、町村が行う取組について協力。	引き続き、必要に応じて、町村が行う取組に協力。	必要に応じて市町が行う取組について協力。	-	-	防災訓練等を継続的に実施。	-	出前講座、講習会、防災学習等を継続的に実施。	-	
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項	L1 (1)③ア1	危機管理型水位計の配置計画等	-	水害危険性などから早急に配置が必要な河川についてH30から順次設置予定。	-	-	-	-	-	-	-	-	
	L2 (1)③ア2	河川監視用カメラの配置計画等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	M (1)③イ	危機管理型ハード対策について、概ね5年間で実施する整備箇所の共有等	-	平成33年度までに重要水防区間の堤防天端の保護箇所の検討と実施。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	N (1)③ウ	ブロック、土砂等の防災資機材の備蓄場の設置位置や規模等	-	防災資材について、計画的に整備、備蓄、充実。	-	引き続き、防災装備品を計画的に整備予定。	-	-	-	-	-	-	-
	O (1)③エ	避難場所、避難経路の整備等	-	-	-	-	-	-	避難計画を策定する際に、必要に応じて検討。	避難計画を策定する際に、必要に応じて検討。	避難計画を策定する際に、必要に応じて検討。	-	

○概ね5年で実施する取組（案）

項目、事項、内容	取組番号	取組項目	網走開建	振興局	気象台	自衛隊	北海道警察	興部警察	興部町	西興部村	雄武町	消防組合
(2) 的確な水防活動のための取組												
①水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項	P (2)①ア	河川整備状況を踏まえ、出水期前に重要水防箇所を確認を行うとともに、関係者による共同点検の実施等	-	必要に応じ、共同点検の実施を検討。	-	-	-	-	関係機関で実施する共同点検があれば参画。	関係機関で実施する共同点検があれば参画。	関係機関で実施する共同点検があれば参画。	関係機関で実施する共同点検があれば参画。
	Q (2)①イ	関係機関が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援等	-	・水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。	-	・水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。 ・人命救助システム（水害用）の整備及び取扱い訓練を実施。	-	-	水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。	・水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。	水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。	水防資機材等の保有状況（数や保管場所）の詳細を共有。
	R (2)①ウ	住民を含めた関係機関が参加した実践的な水防訓練等	必要に応じて、関係機関の水防訓練等に参画。	引き続き、各関係機関主催の訓練等に参画。	必要に応じて、関係機関の水防訓練に参画。	引き続き各関係機関主催の訓練等に参画。	引き続き、関係機関の水防訓練等に参画。	引き続き、関係機関の水防訓練等に参画。	引き続き、関係機関を交えた総合的な防災訓練を実施。	引き続き、関係機関を交えた総合的な防災訓練を実施。	引き続き、関係機関を交えた総合的な防災訓練を実施。	引き続き、関係機関を交えた総合的な防災訓練に参画。
	S (2)①エ	関係機関の水防に関する広報の取組状況や予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実等	-	引き続き、継続実施。	-	-	-	-	紋別地区消防組合と連携し消防団員募集のための広報、ポスター掲示、パンフレット配布等を継続的に実施。	紋別地区消防組合と連携し消防団員募集のための広報、ポスター掲示、パンフレット配布等を継続的に実施。	紋別地区消防組合と連携し消防団員（水防団員兼務）募集のための広報、ポスター掲示、パンフレット配布等を継続的に実施。	関係町村と連携して消防団員（雄武町は水防団員を兼務）募集のための広報、ポスター掲示、パンフレット配布等を継続的に実施。
	T (2)①オ	水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	合同の訓練、研修会があれば参画。
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	U (2)②ア	洪水浸水想定区域内に設置されている災害拠点病院等の施設管理者に、洪水が発生した際、確実に情報伝達する方法の検討等	-	-	-	-	-	-	近隣市町村の病院との連携について、施設管理者と協議。	-	-	-
	V (2)②イ	町村庁舎等が、洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切な機能確保のための対策（耐水化、非常用電源等の整備等）の検討等	-	-	-	-	-	-	耐震診断の結果を踏まえ、庁舎の災害対策機能を強化。	-	-	・浸水被害が予想される場合は、事前に非浸水想定区域外への機能移転（手段）について検討。 ・H30年度に実施の庁舎耐震診断の結果により耐震補強、耐水化又は移転建設を検討。
	W1 (2)②ウ1	洪水浸水想定区域内の地域防災計画に定められている大規模工場等の施設について、浸水防止計画作成や訓練実施等	-	-	-	-	-	-	浸水防止計画の作成や訓練実施について、施設管理者と協議。	-	-	-
	W2 (2)②ウ2	浸水防止計画の作成や訓練の実施状況等を踏まえた支援策等	-	-	-	-	-	-	浸水防止計画の作成や訓練実施の支援策等について、施設管理者と協議。	-	-	-
(3) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組												
①氾濫水の排水、施設運用等に関する事項	X (3)①ア	洪水浸水想定区域内の排水施設及び資機材の配置、運用方法の情報を共有するとともに、排水施設管理者相互の連絡体制を構築し、洪水発生の際は、円滑かつ迅速な排水作業を行えるような運用方法の検討等	流域外の関係機関を含め、幅広く案内し排水訓練を継続的に実施。	・過去の内水被害箇所を共有し排水作業が可能な箇所を検討するとともに、必要に応じて、整備についても検討。 ・各機関で実施する排水訓練があれば参画。	-	関係機関で実施する排水訓練等があれば参画。	-	-	・排水作業に必要な施設、資機材について検討。 ・関係機関で実施する排水訓練等があれば参画。	・排水作業に必要な施設、資機材について検討。 ・関係機関で実施する排水訓練等があれば参画。	・排水作業に必要な施設、資機材について検討。 ・関係機関で実施する排水訓練等があれば参画。	・排水作業に必要な施設、資機材について検討。 ・関係機関で実施する排水訓練等があれば参画。
	Y (3)①イ	河川管理者が実施する河道整備や河道の維持管理について情報を共有等	-	引き続き、河川改修等の整備促進するとともに、計画的な維持管理を継続し、越水・溢水リスクを低減。	-	-	-	-	-	-	-	-
(4) その他												
①その他	Z (4)①ア	国が実施する研修、訓練への地方公共団体の参画等、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体相互の支援体制の強化等	・必要に応じ、自治体職員受入可能な研修メニューを紹介。 ・網走開発建設部広報官への連絡調整により必要に応じて出前講座を実施。	国の研修・訓練があれば参画。	-	-	-	-	-	-	国の研修・訓練があればできるかぎり参画。	-
	AA (4)①イ	各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等	・光ケーブルの接続は自治体負担となるが、必要に応じて接続支援を実施。 ・引き続き、情報共有を行う。	北海道防災地図の整備が整い次第、運用予定。	-	UTMグリッド図を使用した訓練等があれば支援を検討。	-	-	-	北海道防災地図の運用後、活用を検討。	関係機関と連携し、できるかぎり情報共有。	-